

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府と モーリタニア・イスラム共和国 政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	540,000千円 H23.3.31まで	H23.2.1 ヌアックシ ヨットで (同日)	日本側 東博史在モーリタ ニア大使 シデイ・ モーリタニア側 シデイ・ カルド・ターハ経済・開 発大臣	H23.2.14 41号
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府と モーリタニア・イスラム共和国 政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	430,000千円 H24.3.31まで	H23.12.21 ヌアックシ ヨットで (同日)	日本側 東博史在モーリタ ニア大使 シデイ・ モーリタニア側 シデイ・ カルド・ターハ経済・開 発大臣	H24.1.16 5号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。